

資料①

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）（抄）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号，第 2 次一括法）の施行に伴う，下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）の一部改正

改正前	改正後
<p>(構造の基準)</p> <p>第 7 条 公共下水道の構造は，政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(放流水の水質検査等)</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p>2 公共下水道管理者は，政令で定めるところにより，終末処理場の維持管理をしなければならない。</p> <p>(管理の基準等)</p> <p>第 28 条 (略)</p> <p>2 都市下水路の構造及び維持管理に関して必要な技術上の基準は，政令で定める。</p>	<p>(構造の基準)</p> <p>第 7 条 公共下水道の構造は，<u>公衆衛生上重大な危害が生じ，又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止する観点から</u>政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。</p> <p><u>2 前項に規定するもののほか，公共下水道の構造は，政令で定める基準を参酌して公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>(放流水の水質検査等)</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p>2 公共下水道管理者は，政令で定めるところを<u>参酌して条例で定めるところにより</u>，終末処理場の維持管理をしなければならない。</p> <p>(管理の基準等)</p> <p>第 28 条 (略)</p> <p>2 都市下水路の構造及び維持管理に関して必要な技術上の基準は，政令で定める基準を参酌して都市下水路管理者である地方公共団体の<u>条例</u>で定める。</p>

(傍線部分は改正部分)